

令和 7 年度カジノ管理委員会調達改善計画

令和 7 年 3 月 31 日

カジノ管理委員会

本計画については、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議取りまとめ）において示された取組等を行うとともに、「令和 6 年度カジノ管理委員会調達改善計画の上半期自己評価結果」を踏まえ、以下のとおり策定する。

第 1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

ア. 調達の現状分析

令和 5 年度における調達の契約種別の状況については表 1 のとおりであり、契約件数は 30 件、契約金額は 2,182 百万円である。そのうち、競争性のある契約は 24 件（全契約に占める割合 80%）、契約金額 1,742 百万円であり、競争性のない随意契約は 6 件（全契約に占める割合 20%）、契約金額 440 百万円となっている。

令和 4 年度の契約件数は、29 件、契約金額は 672 百万円であり、そのうち、競争性のある契約が 23 件（全契約に占める割合 79%）契約金額 244 百万円、競争性のない随意契約が 6 件（全契約に占める割合 21%）契約金額 428 百万円であり、概ね前年度と同割合の水準で推移している。

全契約に占める随意契約の割合が高いことから、理由の精査に加え、価格交渉を実施する等、引き続き適切な随意契約となるよう留意する必要がある。

表 1 令和 5 年度カジノ管理委員会における調達契約種別 (※ 1) (単位：件、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約 (※ 2)	9	30%	1,613	74%
	最低価格落札方式	5	56% (※ 3)	72	4% (※ 3)
	総合評価落札方式	4	44% (※ 3)	1,542	96% (※ 3)
	企画競争による随意契約	0	0%	0	0%
	公募による随意契約	15	50%	129	6%
	不落・不調による随意契約	0	0%	0	0%
	小 計	24	80%	1,742	80%
競争性のない随意契約 (※ 4)		6	20%	440	20%
合計		30	100%	2,182	100%

※ 1 令和 5 年度の「契約に関する統計」に基づき分類（少額随意契約は含まない。）

金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※ 2 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表 2、表 4 及び表 5 について同じ。

※ 3 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合である。

※ 4 「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

次に、令和５年度における調達の応札状況については、表２のとおりであり、競争契約に占める一者応札の割合は、契約件数で３件(33%)、契約金額で１,５３７百万円(95%)となっている。

令和４年度における競争契約に占める一者応札の割合は、契約件数で１件(10%)、契約金額で３２百万円(22%)であり、いずれも増加していることから、一者応札となった要因を詳細に分析するとともに、その結果を踏まえ仕様の見直しを行うなど、引き続き一者応札の解消を進めていく。

表２ 令和５年度カジノ管理委員会における調達の状況（※１）

（単位：件、百万円）

区分	１者		２者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 （最低価格落札方式）	１	３８	４	３３	５	７２
割合	20%	53%	80%	46%	100%	100%
競争契約 （総合評価落札方式）	２	1,499	２	４３	４	1,542
割合	50%	97%	50%	3%	100%	100%
企画競争による 随意契約	-	-	-	-	-	-
割合	-	-	-	-	-	-
公募による随意 契約（※２、※３、※４）	８	128	-	-	８	128
割合	100%	100%	-	-	100%	100%

※１ 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※２ 表２の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成１８年財計第２０１７号）」１．（２）②ホ（イ）及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表１とは数値が一致しないことがある。

※３ 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における競争参加者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約への競争参加者数により整理する。

※４ 応募者がいないときに特定の１者と契約を行う場合は、公募による随意契約の１者として整理する。

続いて、令和５年度における調達経費の内訳及び競争契約に係る調達経費の内訳については表３及び表４のとおりであり、情報システム及び役務関係の割合が大きくなっている。

また、競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳は表５のとおりであり、情報システムの割合が大きくなっている。

なお、一者応札の要因としては、実施体制の構築期間が足りなかったこと等が要因であることから、同様の調達を実施する際には、公告日から提案書提出期限までの準備期間を十分に確保するなど、引き続き一者応札の解消に取り組むこととしたい。

表３ 令和５年度カジノ管理委員会における調達経費の内訳（※１）

（単位：件、百万円）

区分		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
物 品 役 務 等	情報システム(A)※２	11	1,620	－	－	11	1,620
	割合(A/F)	37%	74%	－	－	37%	74%
	調査研究(B)※３	4	70	－	－	4	70
	割合(B/F)	13%	3%	－	－	13%	3%
	事務室関係(C)※４	3	418	－	－	3	418
	割合(C/F)	10%	19%	－	－	10%	19%
	物品関係(D)	0	0	－	－	0	0
	割合(D/F)	0%	0%	－	－	0%	0%
	役務関係(E)	12	74	－	－	12	74
	割合(E/F)	40%	3%	－	－	40%	3%
合計(F)		30	2,182	－	－	30	2,182
		100%	100%	0%	0%	(※５)	

※１ 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※２ 「情報システム」は、予算科目（情報処理業務庁費）に該当するものを計上している（表４及び表５について同じ。）。

※３ 「調査研究」は、実態調査、動向調査等の各種調査等に該当するものを計上している（表４及び表５について同じ。）。

※４ 「事務室関係」は、事務室及び駐車場の借上費、清掃費、光熱費等を計上している（表４及び表５について同じ。）。

※５ 表３の欄外には、契約件数・契約金額の（本省／府省庁全体）及び（地方支分部局等／府省庁全体）の割合をそれぞれ記載。

表 4 令和 5 年度カジノ管理委員会における競争契約に係る調達経費の内訳 (※ 1、※ 2)
(単位：件、百万円)

区分		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
物 品 役 務 等	情報システム(A)	3	1,500	－	－	3	1,500
	割合 (A/F)	33%	93%	－	－	33%	93%
	調査研究(B)	2	43	－	－	2	43
	割合 (B/F)	22%	3%	－	－	22%	3%
	事務室関係(C)	0	0	－	－	0	0
	割合 (C/F)	0%	0%	－	－	0%	0%
	物品関係(D)	0	0	－	－	0	0
	割合 (D/F)	0%	0%	－	－	0%	0%
	役務関係(E)	4	71	－	－	4	71
	割合 (E/F)	44%	4%	－	－	44%	4%
合計 (F)		9	1,614	－	－	9	1,614
		100%	100%	0%	0%	(※ 3)	

※ 1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※ 2 表 4 の内訳区分は、表 3 の内訳区分と同様とする。

※ 3 表 4 の欄外には、契約件数・契約金額の（本省／府省庁全体）及び（地方支分部局等／府省庁全体）の割合をそれぞれ記載。

表5 令和5年度カジノ管理委員会における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳（※1、※2）

（単位：件、百万円）

区分		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
物 品 役 務 等	情報システム(A)	2	1,499	－	－	2	1,499
	割合（A/F）	67%	98%	－	－	67%	98%
	調査研究(B)	0	0	－	－	0	0
	割合（B/F）	0%	0%	－	－	0%	0%
	事務室関係(C)	0	0	－	－	0	0
	割合（C/F）	0%	0%	－	－	0%	0%
	物品関係(D)	0	0	－	－	0	0
	割合（D/F）	0%	0%	－	－	0%	0%
	役務関係(E)	1	38	－	－	1	38
	割合（E/F）	33%	2%	－	－	33%	2%
合計（F）		3	1,537	－	－	3	1,537
		100%	100%	0%	0%	※3	

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表5の内訳区分は、表3の内訳区分と同様とする。

※3 表5の欄外には、契約件数・契約金額の（本省／府省庁全体）及び（地方支分部局等／府省庁全体）の割合をそれぞれ記載。

イ. 重点的な取組

様式1のとおり。

ウ. 共通的な取組

様式1のとおり。

エ. その他の取組

様式2のとおり。

第2 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をホームページに公表する。

自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、進捗度、実施において明らかとなった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映する際のポイント等を盛り込み、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

第3 調達改善の推進体制

調達改善の推進に当たっては、「カジノ管理委員会調達改善推進チーム」を設置して取り組むこととする。

推進チームの体制は次のとおり。

統括責任者	事務局次長
副統括責任者	総務企画部総務課長
メンバー	総務企画部総務課企画官 総務企画部総務課課長補佐
事務局	総務企画部総務課

推進チームは、必要に応じて会合を開催するものとし、事務局は、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

また、取組の推進に当たっては、外部有識者の意見を活用することとし、調達改善計画の策定及び自己評価の実施の際に、カジノ管理委員会契約監視委員会の各委員に意見を求めるものとする。

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期
○		適切な随意契約の締結	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に、決裁への理由の明示及び総務課による審査を行うこととし、必要に応じて契約方式の見直しを行う。 また、審査結果を他の案件に活用する。	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合について、その理由等を審査することにより、適正な契約方式の適用を行うため。	B	R3	対象案件について、全件実施する。	R7年度末まで
			競争性のない随意契約によらざるを得ない場合であっても、契約予定者から提示された見積価格に見直しの余地が無いかを確認し、適切な仕様及び価格となるよう、仕様書の見直しや価格交渉の実施により、経済性を確保する。	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合においても、仕様書の見直し等を実施することにより、適正な価格による調達を行うため。	A	R4	対象案件のうち、価格交渉の余地があると考えられるものについて、全件実施する。	R7年度末まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	前回の入札で一者応札となった案件について本年度調達を行う場合には、以下の取組を通じて、必要な時には仕様書や公告期間の見直し等を行う。 ① チェックリストによる事前審査 ② これまでに作成した一者応札の要因分析一覧表の分析 また、本年度新たに一者応札となった案件が発生した場合には、的確に要因分析を行い、一覧表に追加の上、職員向けサーバ上の掲示板に掲載する。		A	R4	・前回の入札で一者応札となった案件を本年度も調達する際には、全件、具体的な取組内容に掲げた仕様書や公告期間の見直し等の検討を行い、競争性の確保を目指す。 ・本年度新たに一者応札となった案件については、全件ヒアリングの上、一覧表を更新するとともに、対応策を検討し、将来の競争性の確保につなげる。	R7年度末まで
			①各種調達関係マニュアルの更新や②調達改善に成果が得られた取組内容に係る一覧表の作成を行い、これらを職員向けサーバ上の掲示板に掲載する。		A	R7	具体的な取組内容に掲げたマニュアルの更新や一覧表について、掲示板への掲載を通じて、全てを組織内に周知することで、調達改善の取組について組織内への浸透・定着を図る。	R7年度末まで
			予定価格の設定について、情報収集を的確に実施した上で、過去の実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮し、不断の見直しを行う。		A	R5	現下の経済環境や価格の動向等を把握に努め、インターネット検索等を活用しつつ、常に最新の実勢価格の反映に努めるとともに入札参加者から参考見積書の提出を求め、検証を実施する。	R7年度末まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一連の調達手続において、原則、電子調達システムを利用する。		A+	R5	入札公告、調達仕様書等の調達情報については、調達ポータルを活用して電子的に公開し、原則電子入札可能とする。 また、紙での入札や契約締結を希望する事業者に対しては、申出書を提出させ理由の確認を行う。	R7年度末まで

※電子入札率、電子契約率の定義（「オンライン利用率引上げの基本計画」（令和3年12月16日 デジタル庁））

語句	定義
電子入札率	電子応札案件数÷電子入札案件数
電子応札案件数	開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子入札案件数	入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
電子契約率	電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)
電子契約案件数	契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
電子入札によらない電子契約案件数	電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

評価	区分	説明
A+	効果的な取組	特に新規性、創意工夫が認められる高度な取組
A	発展的な取組	その定着を踏まえて、更に積極的に実施を検討すべき取組
B	標準的な取組	各府省庁とも確実に整備すべき基本的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
【公共調達の促進】 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日)」を踏まえ、創業10年未満の中小企業者等について、競争参加資格の等級にかかわらず入札に参加できることを原則とする。	継続
【調達事務の効率化】 年間複数回の調達を実施している案件を抽出し、年間契約への移行を検討する。	継続
【少額随意契約の改善】 少額随意契約の範囲内においても、電子調達システムを活用したオープンカウンタ方式を実施し、公平性・透明性の確保を図る。	継続
【契約の事後検証の実施】 各調達案件について、契約監視委員会の外部有識者による競争性、公正性等の事後検証を実施する。	継続
【人材育成】 会計担当職員の異動者を中心に、財務省が主催する研修などに積極的に参加させる。 また、会計担当以外の職員についても、調達事務に必要な知識や能力の向上を図るため、基本的な考え方を周知する。	継続
【国庫債務負担行為の活用】 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。	継続